●利用時間

月曜日から金曜日 ※祝日・年末年始除く 午前8時30分から午後5時まで

利用できる方

障害福祉サービス利用のために、越前市からサービス等利用計画案等の提出を求められた方。

●利用方法

初回は、事前に電話にて日時を確認のう えお越しください

●利用料

·基本相談 無料

・計画相談 利用者負担はありません。
※事業所側には、越前市から
サービス利用料金に相当する
給付費が支払われます

●その他

- ・相談支援専門員が対応します
- 秘密は厳守します

個人情報の取り扱いについて

正当な理由がない限り、利用者に対するサービス提供で知り得た利用者またはその家族の情報を漏らしません。

利用者の個人の情報を用いる場合は、事前に利用者またはその家族の同意を得てから、情報の取り扱いをします。



社会福祉法人 越前市社会福祉協議会 障害者相談支援センター



〒915-0071 福井県越前市府中 1 丁目 11-2 越前市福祉健康センター内

越前市社会福祉協議会 地域福祉部

電話: 0778-22-8500 FAX: 0778-22-8866 http://echizen-shakyo.or.jp/ 指定特定相談支援事業 第 1830800387 号 指定障害児相談支援事業 第 1870800388 号

~ サービス等利用計画 作成のご案内 ~ 越前市社会福祉協議会では、 相談支援センターを設置し、 障がいのある人が自立した 日常生活又は社会生活を営む ことができるよう、相談支援事 業を実施しています。

- ○困りごとや希望など、お話をお聞かせくださ い、困りごとをどうすれば解決し、希望がか なえられるか一緒に考えます。
- ○状況に応じて、サービス等利用計画、障害児 支援利用計画を作成します。



サービス等利用計画とは

現在の状況をふまえながら、今後の希望(生活・仕事・趣味・家族のこと等)をおうかがいしながら作る、"ご本人らしくイキイキとした生活を送るための総合計画"です。

作成後には定期的に見直しをします。

適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスが、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、作成します。

【事業内容】

· 計画相談

障がい者(児)が、障害福祉サービスを利用する際に、障害者総合支援法(児童福祉法)に基づく「サービス等利用計画(障害児支援利用計画)」を作成し、一定期間ごとにモニタリング(評価・見直し)を行います。

• 基本相談

各種障害福祉サービスの利用案内以外にも日常 生活で困っていることの相談など、さまざまな相 談をお受けします。

【事業所体制】

- 1.特定事業所加算(iv)を取得
- 2.行動障害支援体制加算

強度行動障害支援者養成研修(実践研修)等を 修了した常勤の相談支援専門員を配置していま す。

3.精神障害者支援体制加算

精神障害関係従事者養成研修等を修了した常勤 の相談支援専門員を配置しています。

サービス等利用計画作成の流れ

相談受付

越前市役所社会福祉課に申請後、電話で予約をしてください

面接、契約

書面での契約を行います 生活の状況や今後の希望などをお

うかがいします

計画案作成

面談での内容を踏まえ、相談しなが

ら計画を作ります

支給決定

越前市から「障害福祉サービス受給

者証| が届きます

サービス調整会議の開催

ご本人とサービス担当者が集まっ

て話し合いを行います

サービス等利用計画交付

話し合いの結果に基づき、サービス

等利用計画作ります

利用開始

サービス利用後も利用状況を確認 (モニタリング)し、計画を見直し

ていきます